

特定秘密保護法案の廃案を求めるアピール

本年10月25日に与党から提出された秘密保護法案（以下「本法案」という）は、形ばかりで内容をより悪化させた「修正」を経て、同年11月26日、自民・公明・みんなの各党の賛成により衆議院において強行採決され、同日、参議院へと送付されました。

知る権利やプライバシー権などの国民の権利を侵害し、民主主義の根幹を揺るがす本法案の強行採決に対し、私たちは強く抗議をするとともに、本法案を参院で廃案とするよう強く求めるものです。

この法律は、保護すべきとされる秘密（特定秘密）の範囲を「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロリズムの防止」に関する4分野のものとし、これらにおける広範な情報について政府（行政機関の長）が恣意的に指定できるとされています。これでは、政府にとって都合の悪い情報は一切外部に公表されることはなくなってしまいます。主権者である国民の「知る権利」をないがしろにするものと言わざるを得ません。

「特定秘密」の秘匿のために、その取得・漏洩のみならず過失犯、共謀、独立教唆、扇動といった行為についてまでも処罰できるとされています。その処罰対象は、公務員以外にも広げられていますし、法定刑も最高で10年・罰金1000万円と極めて重いものとされています。

これは、国民の知る権利や取材・報道の自由に対して大幅な制約、著しい萎縮効果をもたらし、憲法が保障する表現の自由（憲法21条）を脅かすものとなります。

さらに、特定秘密を取扱う人たちのプライバシーを調査・管理する制度である「適性評価制度」が創設され、これは、きわめて高度なプライバシー情報について調査・監視を行うこととされ、かつ対象者は、「秘密」を取り扱う本人だけでなく、家族や恋人なども対象になる可能性があります。これは、憲法の定める思想・良心の自由（憲法19条）、プライバシーの保障（憲法13条）等に違反するものです。

さる11月29日、自民党の石破茂幹事長は、自分のブログで「今も議員会館の外では『特定機密保護法絶対阻止！』を叫ぶ大音量が鳴り響いています。」「単なる絶叫戦術はテロ行為とその本質においてあまり変わらないように思われます。」と記載しました。その後、「テロと同じだという風に受け取られる部分があったとすれば、そこは撤回する」等と発言しましたが、ブログにおける主張の根幹部分は維持されていると考えられます。このような姿勢の人物が役員を務める政党が本法案を推進していることに、私たちは恐怖を覚えます。

私たちは、全国の皆さん、宮城県民の皆さんと連帯して、ともに本法案の廃案を目指して、今後も頑張りぬく決意です。

2013年12月2日

秘密保護法に反対の声を上げよう！緊急集会 参加者一同